

令和4年第1回教育委員会定例会
(1月18日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年1月18日（火）午後2時00分から午後2時21分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
兼中央図書館長	
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長	工藤 哲士
兼教育支援館長	
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 議案審議

第1号議案 東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則

第2号議案 令和4年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択（中学校）の
一部変更について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

（1）児童保育課

ア 保育士等の処遇改善について

（2）生涯学習課

イ 台東区指定生活文化財保持者の認定解除及び感謝状の贈呈について

2 報告事項

（1）庶務課

ア 令和4年1月の行事予定について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

3 その他

午後2時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和4年第1回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

また、垣内委員及び末廣委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。日程第2、教育長報告の報告事項、児童保育課のアについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われまふ。つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思います。これにご異議ございませんか

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第1号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第1号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第1号議案、東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の全部を改正する規則について、ご説明いたします。

本条例施行規則は、令和4年度から、区立幼稚園における預かり保育の試行拡充を実施するにあたり、第3回区議会定例会で議決されました、東京都台東区立幼稚園保育料条例の施行に関し、必要事項を定めるものです。

第3条をご覧ください。来年度預かり保育を拡充いたします区立幼稚園を、根岸・金竜・田原・台桜・育英幼稚園の5園と定めているものです。

続きまして、第8条をご覧ください。長期休業期間中等の幼児教育を行わない日に預かり保育を利用するが、幼稚園が発注するお弁当の提供を受けない場合の預かり保育料について取り決めたものです。幼児教育を行わない日の預かり保育料は、食事を含め1,400円としているため、預かり保育を利用した場合であって、園からの提供を受けず、ご家庭で昼食を用意する場合は、園が発注するお弁当に係る費用相当分225円を控除した額である、

1,175円を預かり保育料とすることとしております。

付則です。本条例施行規則は、令和4年4月1日より施行いたします。なお、本規則施行前までの保育料につきましては、従前の例によるものといたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決いたします。第1号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案のとおり、決定いたしました。

第2号議案

○矢下教育長 次に、第2号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第2号議案、令和4年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択（中学校）の一部変更について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき提出するものです。本件につきましては、令和3年8月の教育委員会にて審議の結果、採択されたところでございます。しかし、令和3年12月15日付で、東京都より令和4年度使用教科書として、本区が報告した一般図書のうち、柏葉中学校及び浅草中学校特別支援学級が使用予定でありました1冊が、絶版により供給に供じられなくなったということ、そして、図書を変更する場合は、各教育委員会で改めて採択することとの通知がありました。

参考資料、令和4年度使用特別支援学級教科用図書採択資料（中学校）をご覧ください。こちらは、令和3年8月の教育委員会において報告いたしました一覧表ですが、このうち網掛けした1冊が供給不能となった図書でございます。そこで、文部科学省が示している令和4年度一般図書契約予定一覧より、同種・同等の図書を改めて選定し、調査・研究を実施いたしました。

恐れ入りますが、別表をご覧ください。こちらに、改めて実施した調査結果をお示ししてございます。今回、採択変更としていただきたい教科用図書は、教科名、理科、種目名、理科、発行者、小学館、教科用図書名、「小学館の図鑑 NEO ぷらす 新版 くらべる図鑑」。以上でございます。

よろしくご審議の上、採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。第2号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 生涯学習課 イ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

生涯学習課のイについて、事務局次長、説明をお願いします。

○事務局次長 それでは、協議事項のイ、台東区指定生活文化財保持者の認定解除及び感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

平成8年2月に「足袋作り」として、生活文化財に指定し、技術保持者として認定をいたしました上田寛氏が、令和3年2月13日にお亡くなりになりました。つきましては、文化財保護条例第10条第1項及び、同施行規則第8条第3号に基づき、台東区指定生活文化財の保持者の認定解除を行うものでございます。

また、生活文化財保持者として、区の文化振興・発展に寄与していただいた功績により、項番6に記載のとおり、教育委員会名で感謝状をご遺族にお渡しする予定でございます。

生活文化財保持者の認定解除及び感謝状の贈呈について、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のア、令和4年2月の行事予定について、ご報告いたします。資料3をご覧ください。

2月につきましては、1日火曜日、及び22日火曜日に教育委員会定例会を予定しております。ご出席をよろしくお願いいたします。

行事予定につきましては、以上でございます。

続きまして、報告事項、庶務課のイ、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、ご報告をいたします。資料4をご覧ください。今回は11月分となっております。

まず、児童保育課取扱分が2件です。件名①、区立保育園の防犯について。保育園の柵が大人だと簡単に超えられる高さで防犯対策として不安である。高い柵を設置したり、警備員を配置したり、防犯対策を見直していただきたいというご意見でございます。

続きまして、件名②、第二子以降の里帰り出産について。里帰り出産をしたいが、保育園は里帰りでの休園は2か月までしか認められていない。2か月は短い。足りないので、せめて3か月休園できるようにならないかというご意見でございます。

続きまして、放課後対策担当取扱分は1件です。件名③、こどもクラブの職員について。こどもクラブの職員の対応で不快な思いをした。書類に不備があり、一旦引き取って再度提出しに行ったところ、また不備を指摘された。誠意が感じられず残念だったというご意見でございます。

次のページをご覧ください。スポーツ振興課取扱分は1件です。件名④、リバーサイドスポーツセンターについて。野球施設が2つもあるのは不公平だ。他のスポーツにも開放してほしいというご意見です。

最後に、中央図書館取扱分が1件です。件名⑤、図書館の対応について。職員の対応時の態度が他区より劣っていると感じる。実態を確認してはどうかというご意見でございます。

簡単ではございますが、区長への手紙等に係る教育委員会の対応についての報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○神田委員 件名②のことですけれども、2か月を超えた場合には、一旦止めて、再度申し込むというような形になるのでしょうか。その場合には、また受入れというのは難しい現状なのでしょうか。

○児童保育課長 基本的には、委員がおっしゃったとおり、月単位で3か月間連続して登園できない場合には、退園するというので、お約束になっているんですけれども、今回、ご説明は、回答はなかったんですけれども、一応2か月は休園が取れるんですけれども、

例えば9月の頭に登園していただきまして、10・11と休園を取っていただき、12月の末にまた出て来ていただいても、こちらは別に退園になるわけではございませんので、そういったような形で、長いと4か月弱くらいは取れますので、そういうような形での2か月間の休園は取れますので、そういったのを組み合わせていただきながら、在籍を残していただくという形では説明はしていますので、この方にもお電話がかかってきたらこのような対応を取っていくところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。特に問題はなく、ということですね。

○児童保育課長 今のところ、そういったご説明をしますと、基本的にはその間で皆さん戻ってこられたりとかという対応を取っていただけていると認識しております。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。

この方は、回答を要しないということで、お名前を明らかにされていないと思うのですが、例えば件名⑤や図書館職員の対応について、回答を要しない案件で時々出されています。お名前を出していただければ回答も出せ、誤解も解けると思うんですけども、皆さん分かっているんじゃないのでしょうか。お名前を出してもらって回答を受けるのがいいと思いました。

○児童保育課長 今回の件に関しましては、やはり表現等が分かりづらいところもありましたので、ホームページ等も少し直しまして、こんな形という、イメージが付きやすいような形での周知も考えておりますので、そういった意味でご回答はなかったんですけども、いろいろ工夫しながら改めさせていただければと思います。

○神田委員 ありがとうございます。ホームページ等でお名前はなくても回答を公表して、その方に届くようであればいいと思います。

○高森委員 児童保育課長取扱分の件名④、保育園での防犯対策ですけれども、保育園に限らず、幼稚園も含めて、の先生方というのは、小さい子供たちを預かりますので。最近凶悪な事件が多発してしまっていて、先生方もいろいろと防犯の対策や訓練などもされていると思うのですが、どうしても先生方の人数が少ないんですよ。小学校とは規模が違いますから。テレビでこの前やっていたけど、さすまたを使って不審者を取り押さえるのも、一人だと難しいですね。さすまたは数人で囲まないといけないとか、力も、女性だと非力なところもあったりして、難しい対応を迫られる。防犯対策のグッズを少し充実させたらどうかなと思うんです。最近、ネットランチャーというネットを射出する道具がありまして、命中もさせやすく、ネットがからめば一発で相手を止められるんですね。

こうした拘束力が強い最新の防犯グッズなどもあるので、導入できるのであれば、配置いただくと、先生方も少しは気持ち的に楽になるかなと思います。防犯訓練も、先生は時間がない中で充分にはできないと思いますので、いざというときにさすまたのような物は使いこなせないかも知れません。もし予算が付けば、ご検討いただければと思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより、議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思います。

(傍聴人退室)

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 児童保育課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

児童保育課のアについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、保育士等の処遇改善について、ご報告いたします。資料は1をご覧ください。

項番1、事業概要です。国及び都において、保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入の3%程度、月額9,000円を引き上げるための補助事業が実施されます。区においても同事業を活用することにより、保育士等の処遇改善を図ります。

項番2、内容でございます。(1)補助対象施設は、認可保育所や、こどもクラブ等になっており、こちらの表のとおりとなっております。施設合計で、令和4年のところでは102施設、職員数は約1,580人です。詳細の内訳は資料のとおりとなっております。

(2)補助基準額です。補助基準額は資料のとおりとなります。

(3)対象期間は、令和4年2月から令和4年9月となります。

次ページをご覧ください。予算額及び予算要求額です。令和3年度予算額は国及び都補助の歳入が2,570万7,000円、歳出が、2,656万6,000円となり、令和3年度の規定経費で対応いたします。令和4年度の予算要求額は、国及び都補助金の歳入が、1億623万6,000円、歳出が、1億3,244万1,000円となります。なお、補助が終了する令和4年10月以降につきましては、同額程度を、月額の運営費に上乗せして助成することで、引き続きの処遇改善を図ってまいります。

項番4、今後のスケジュールです。(1)令和3年度分については、令和4年1月に施設へ事業を周知した後、申請を受け付け、2月に施設への補助を予定しております。また、本件については、区議会第2回定例会子育て若者支援特別委員会にて、報告する予定となっております。

(2) 令和4年度分については、4月に申請を受け付けた後、5月に施設へ補助を予定しております。

協議事項の説明については、以上でございます。本件につきまして、ご協議いただき、決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○児童保育課長 失礼いたしました。歳入の令和4年度分の資料なのですが、1億623万6円になっていますので、千というところを追加、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○高森委員 聞き落としてしまったのですが、国や都の補助金というのは、令和4年10月以降からなくなるという意味なのでしょうか。どういった意味で10月以降は同程度額を月例運営費に上乗せ・助成するということなのでしょうか。

○児童保育課長 こちらの裏面のところの内訳の米印があるんですけども、補助自体は、令和4年の9月で終了なんですけれども、10月以降につきましては、同程度額を、月例の運営費に上乗せをしまして、そちらのほうで、支出区分がちょっと違って来るんですけども、事業を継続すると。上乗せした額で対応していただくという形になります。

○高森委員 要するに、区の財源でということなのですか。

○児童保育課長 国と都と区、それぞれ分担がございますので、その事業に応じて分担額が違ってきますので、それに依拠して支出して、その部分を10月以降も対応していくという形になります。区の持ち出しだけではないというふうな認識でございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

それでは、児童保育課のアについては、協議どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時21分 閉会